

ディスクロージャー誌 2022

はじめに

日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A広島ゆたかは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌 2022 を作成いたしました。

皆様が当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 7 月 広島ゆたか農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A のプロフィール

(令和 4 年 3 月現在)

◇設 立	平成 1 3 年 4 月	◇組合員数	4, 7 6 3 人
◇本所所在地	呉市豊町	◇役員数	1 7 人
◇出 資 金	5. 0 億円	◇正職員数	4 9 人
◇総 資 産	2 9 7 億円	◇常勤嘱託・臨時雇用者数	5 2 人
◇単体自己資本比率	1 3. 2 8 %	◇店舗及び事務所数(本所除く)	1 4

目 次

あいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	2
3. 経営管理態勢	3
4. 事業の概況（令和3年度）	3
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献情報	6
7. リスク管理の状況	7
8. 自己資本の状況	11
9. 主な事業の内容	12

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	19
2. 損益計算書	23
3. キャッシュ・フロー計算書	26
4. 注記表	28
5. 剰余金処分計算書	34
6. 部門別損益計算書	35
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	36
8. 会計監査人の監査	37

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	38
2. 利益総括表	39
3. 資金運用収支の内訳	40
4. 受取・支払利息の増減額	40

III 事業の概況

1. 信用事業	41
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	

①	科目別貸出金平均残高	
②	貸出金の金利条件別内訳残高	
③	貸出金の担保別内訳残高	
④	債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤	貸出金の使途別内訳残高	
⑥	貸出金の業種別残高	
⑦	主要な農業関係の貸出金残高	
⑧	農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨	元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪	貸出金償却の額	
(3)	内国為替取扱実績	
(4)	有価証券に関する指標	
①	種類別有価証券平均残高	
②	商品有価証券種類別平均残高	
③	有価証券残存期間別残高	
(5)	有価証券等の時価情報等	
①	有価証券の時価情報	
②	金銭の信託の時価情報	
③	デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2.	共済取扱実績	50
(1)	長期共済保有高	
(2)	医療系共済の共済金額保有高	
(3)	介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4)	年金共済の年金保有高	
(5)	短期共済新契約高	
3.	農業関連事業取扱実績	52
(1)	買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2)	受託販売品取扱実績	
(3)	保管事業取扱実績	
(4)	利用事業取扱実績	
(5)	加工事業取扱実績	
4.	生活その他事業取扱実績	53
(1)	買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2)	介護事業取扱実績	
5.	指導事業	54

IV 経営諸指標

1. 利益率	54
2. 貯貸率	54

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	55
2. 自己資本の充実度に関する事項	57
3. 信用リスクに関する事項	60
4. 信用リスク削減手法に関する事項	62
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	64
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	64
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	64
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	66
9. 金利リスクに関する事項	66

【JAの概要】

1. 機構図	68
2. 役員構成（役員一覧）	69
3. 会計監査人の名称	69
4. 組合員数	69
5. 組合員組織の状況	70
6. 特定信用事業代理業者の状況	70
7. 地区一覧	70
8. 沿革・あゆみ	70
9. 店舗等のご案内	71

法定開示項目掲載ページ一覧	72
---------------	----

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	75
---------------------	----

あいさつ

組合員の皆様におかれましては、平素は当組合事業において並々ならぬご協力を賜り、誠に感謝いたしております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

令和3年度は一昨年からの新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により、世界規模での混乱が続き、日本においては感染者数の増加による緊急事態宣言がたびたび発出されるなど、人流や人との接触機会を抑えることが求められる年でありました。それにより当組合におきましても、第20回通常総代会をはじめ各種イベント・会合について見直し・縮小や中止を余儀なくされました。

また、以前から協議を続けていました県域統合に向けたJA合併については、組合員の皆様に合併後の展望についての十分な説明が出来ないとの判断により、合併協議から離脱することとなりました。

当組合管内では、少子高齢化と人口減少が進む中、組合員や農家生産者の減少に伴い、主要作物であるかんきつ類の生産量が年々減少傾向にあります。また、原油・資材等の値上がりなど外的要因による農業経営への影響も大きく、加えて地球温暖化に伴う自然災害の激甚化など自然と向き合う農業は益々困難な時代を迎えております。

当組合も同様に大変厳しい事業環境の中にありますが、収益の維持・改善に努めるとともに事業の機能集約・効率化にも取り組み、令和3年度の事業利益は24百万円余りとなり事業計画を上回ることができました。これもひとえに、組合員の皆様のご理解・ご協力の賜物と感謝申し上げます。

これからも「JAは組合員皆様の組織であり、その大切な財産をお預かりし運営させていただいている」ことを念頭に健全経営により一層努めてまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

広島ゆたか農業協同組合
代表理事組合長 金子 仁

1. 経営理念

- JA広島ゆたかは、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- JA広島ゆたかは、地域のみなさまと共に生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA広島ゆたかは、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

〔基本理念〕

J A広島ゆたかは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

◇ J A広島ゆたかは、人を大切にします。

◇ J A広島ゆたかは、自然を大切にします。

◇ J A広島ゆたかは、社会の発展に貢献します。

◇ J A広島ゆたかは、豊かな暮らしの実現に貢献します。

〔基本姿勢〕

◇ みなさまから信頼される J Aをめざします。

◇ 地域から必要とされる J Aをめざします。

◇ 社会に誇れる J Aをめざします。

2. 経営方針

◇ 農業振興と地域社会への貢献

「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

◇ 組合員と消費者の満足度向上

提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

◇ 信頼と期待に応える経営

「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

◇ 営農・経済事業部門

農家生産者の高齢化と減少により主要作物であるかんきつ類の生産量が減少する中、「大長ブランド」としての産地を維持するために、農地の流動化、農作業支援の強化により耕作園地をできるだけ守り、トータル生産コストの低減に向けた低コスト・省力化につながる生産資材の提案に取り組みます。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に

貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを構築するための活動を展開し、地域内利用率と顧客満足度の向上に努めます。

◇共済事業部門

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

3. 経営管理態勢

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

ＪＡの業務執行を行う理事には、組合員各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和３年度）

◇全体的な概況

令和３年度は一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、第 20 回通常総代会をはじめ各種イベント・会合についても見直し・縮小、中止が相次ぎました。また、以前から協議を続けていました県域統合に向けたＪＡ合併については、組合員の皆様に合併後の展望についての十分な説明が出来ないと判断により、合併協議から離脱することとなりました。また令和３年 11 月 12 日には、第 29 回ＪＡ広島県大会が開催され、「持続可能な農業・地域共生社会の未来づくり」をテーマに 10 年後の「めざす姿」実現に向けて「農業所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の基本目標を決議しました。

当組合管内では、少子高齢化と人口減少が進む中、組合員や農家生産者の減少に伴い、主要作物であるかんきつ類の生産量が年々減少傾向にあります。ま

た、原油・資材等の値上がりなど外的要因による農業経営への影響も大きく、加えて地球温暖化に伴う自然災害の激甚化など自然と向き合う農業は益々困難な時代を迎えております。

当組合も同様に大変厳しい事業環境の中にありますが、収益の維持・改善に努めるとともに事業の機能集約・効率化にも取り組んだ結果、事業利益は 24 百万円余りとなり事業計画を上回ることができました。また、令和 4 年度より適用されることとなった早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性に着目した行政庁によるモニタリング制度）を踏まえた持続可能な事業運営に引き続き取り組んでまいります。

◇信用事業

貯金については、組合員の皆様にご協力をいただきましたが、相続による資金流出等一段と高齢化の進む厳しい事業環境の中で、貯金残高 27,693,774 千円（前年度対比 99.06%）で期首残高に対し、262,786 千円の減少となりました。

貸出金については、ローンの約定返済や、住宅ローン・マイカーローン等の新規取扱件数低迷により貸出金残高 506,290 千円（前年度対比 94.57%）となりました。

さらに信連からの奨励金利の低下や貸倒引当金計上額の増加もあり、信用事業総利益は 153,451 千円（前年度対比 89.25%）となりました。

◇共済事業

新型コロナウイルス感染拡大による営業自粛の中、ダイレクトメール送付や感染予防に配慮しての個別訪問を主体とした「新医療共済」や「一時払終身共済」の推進活動に注力し、事業計画推進目標（135 万ポイント）に対し実績 149.6 万ポイント（計画対比 110.81%）となりましたが、共済事業総利益については、長期共済保有高の減少などにより 108,786 千円（前年度対比 94.25%）となりました。

◇営農販売事業

いしじ温州、レモンの生産拡大を目標に掲げ、大苗の供給・苗木代の助成・果樹経営支援事業の取り組み等の施策を講じ、また現地講習会等指導啓発に取り組みました。国による「高収益作物次期作支援交付金事業」および「経営継続補助金事業」では、JA 中央会や行政機関と連携し当 JA 管内の対象農家に事業の紹介や事務支援・取りまとめ等を行いました。

農作業支援事業として、かんきつ類の収穫・選別や薬剤防除等 15 件の依頼を受け、作業を実施しました。また、「JA 広島ゆたか女性部」「JA 広島ゆたか青色申告会」をはじめ各組織活動に積極的に関わり、人づくりや地域活性化

に取り組みました。

令和3年産温州みかんの当JA管内の作柄は表年に当たり、着果量が多い状況でした。天候においては、8月の月間降水量が450ミリを超え、糖度の上昇が遅れたため極早生温州は食味不足の状態での販売となりましたが、早生温州以降の品種は平年並みの食味に回復し、いしじ温州は引き続き贈答需要による引き合いが強くなりました。また、中晩柑類もコロナ禍による巣ごもり需要に支えられ、大半の品種が前年を上回る単価で販売することができました。レモンは昨年1月の寒波の影響で全国的にも着果量が少なく、品薄状況での販売となり、さらに円安等で輸入レモンは高値傾向が続いており、国産レモンの販売環境は継続して良い状況にあります。全体の取扱量においては減少しましたが販売事業総利益は129,241千円（前年度対比101.70%）となりました。年々、かんきつ類全般の取扱量が低下しておりますが、販売力を維持するためには産地規模の維持、奨励品種の拡大が今後の課題であります。

また、コロナ禍による影響は加工事業の「はちみつレモン」「生レモンしぼり」等の引き合いにも影響を及ぼしており、事業計画・前年度実績を共に下回り、加工事業総利益は45,942千円（前年度対比81.78%）となりました。

◇購買事業

県下においても新型コロナウイルス感染者が急増し、感染リスクが身近に迫って来ましたが、感染予防に注意を払いながら事業運営を行いました。その一つとしてキャッシュレス決済の導入により、利便性の向上かつ接触機会の低減による安心・安全な取引に努めました。

また、世界情勢の混乱等による原油価格や原材料価格高騰のあおりを受け、肥料・農薬等の値上がりや品薄状態が懸念されましたが、事前の確保に努めた結果、安定した価格で供給することが出来ました。さらに、営農販売課と連携強化することで指導購買を主体に推進を行い利用率向上に努めました。

葬祭事業においては引き続きコロナ禍の影響を受け、従来に比べ家族葬、小規模葬の割合が増えるなど厳しい状況にあります。費用の削減等にも取り組み、直近では施行件数も回復の兆しが見えて来ましたが事業計画を下回りました。購買・利用事業総利益は128,251千円（前年度対比93.27%）となりました。

5. 農業振興活動

当ＪＡ管内の高齢化や人口の減少が続く中で、行政機関と一体となり、地域の農業の振興と組合員の所得確保に邁進してまいりました。

その結果、かんきつについては広島県の市場などで『大長ブランド』の確立ができ、他産地より高価格の取引で推移しています。また、レモンについては「Ｐレモン」という個包装方式での取り組みの他、長野県ＪＡあづみの貯蔵施設を活用して貯蔵レモンの夏期販売を行う等、周年供給体制の確立により販売価格の増大を図っています。

令和４年度より３か年の「ＪＡ広島ゆたか中期計画」を策定しており、この計画に基づいて「ＪＡ広島ゆたか自己改革工程表」を作成し、重点目標として「農業者の所得増大・農業生産の拡大」を掲げております。その中の具体的な目標として「労力・生産資材のコスト削減」「奨励品種拡大に向けた取り組み支援」「販売力強化拡大のための取り組み」「耕作放棄地対策等の農作業支援事業の強化」の４つの項目を設定し、引き続き実践してまいります。

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動

- ・ 青色申告会への指導（顧問税理士による講習会および確定申告の支援等）
- ・ 「果樹経営支援対策事業」「高収益作物次期作支援交付金事業」への事務支援・取りまとめ

◇地域貢献情報

当ＪＡは、呉市（豊町・豊浜町）・大崎上島町を事業区域として、農業者を中心とした地域の皆様が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇地域密着型金融への取り組み

- (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み
- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備
- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
- (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援
- (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の取り組み
- (6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆様に安心して当J Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財

務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

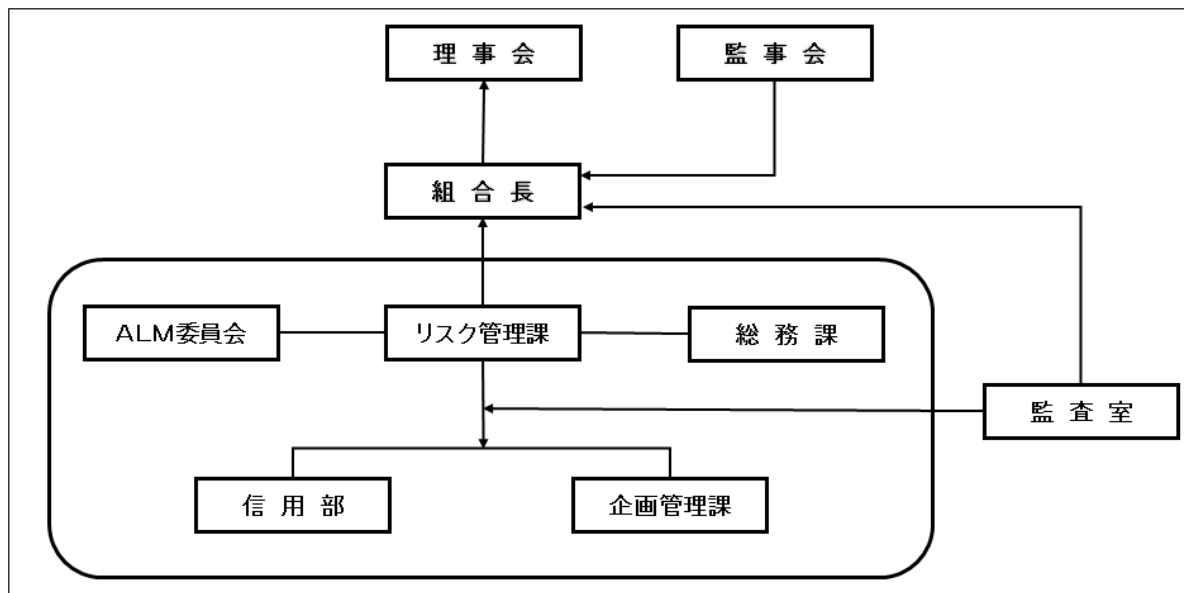
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システ

ムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0823-66-2011(月～金 8時～17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

広島県弁護士会仲裁センター (電話:082-225-1600)

- ① の窓口または(一社)JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、広島県弁護士会仲裁センターについては、弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。ただ、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査態勢

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、各年度の内部監査

計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、13.28%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	広島ゆたか農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	509百万円（前年度525百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○主な貯金商品（令和4年6月30日現在）

種 類	内 容	預入期間	預入金額
当座貯金	小切手、手形のご利用で小口から大口まで、決算手段として利用できます。	定めなし	1 円以上
普通貯金（総合口座）	自由にお金の出し入れができ、一冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセット。給与振込、自動受取、自動支払、キャッシュカードなど便利なサービスがご利用できます。	定めなし	1 円以上
納税準備貯金	税金支払いのための貯金です。	定めなし	1 円以上
貯蓄貯金	いつでも出し入れ自由で、残高に応じて金利がアップする貯金です。	定めなし	1 円以上
定期積金	設定した目標に向け、お積立いただけます。	6 ヶ月以上 8 年以内	毎月 1,000 円以上
スーパー定期	毎年、利息を受け取れるタイプです。	1 ヶ月以上	300 万円未満
スーパー定期 300		5 年以内	300 万円以上
大口定期	大きな資金運用に最適です。単利型の商品ですから、毎年利息を受け取れるタイプの商品です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期	半年ごとに金利が変動する定期です。利息は半年ごとに受け取れます。	3 年	1,000 円以上

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資していま

す。

また、地域金融機関の役割として、地域の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

○主な貸出商品（令和4年6月30日現在）

種 類	内 容	期 間	借入可能額
住宅ローン	新築・増改築・マンション購入等のためのローンです。金利は、固定・短プラ変動等があります。	3年以上 40年以内	10万円以上 1億円以内
住宅ローン（借換え）		3年以上 40年以内	10万円以上 1億円以内
リフォームローン	住宅の増改築等、住居に関するリフォームのためのローンです。	1年以上 15年以内	10万円以上 1,000万円以内
マイカーローン	自動車の購入に必要な資金、車検、修理のためのローンです。	6ヶ月以上 10年以内	10万円以上 1,000万円以内
教育ローン	就学子弟の入学金・授業料・学費等のためのローンです。	15年以内	10万円以上 700万円以内
JAカードローン	生活に必要な一切のご資金	1年 (自動更新)	500万円以内

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。なお、当JAとのお取引内容によりポイントがそれぞれ設定されており、合計ポイントに応じた3段階のステージにより、提携金融機関ATMでのキャッシュカード利用手数料の優遇制度がございます。

◇手数料一覧（令和4年6月30日現在）

○内国為替手数料（1件あたり）

単位：円

同一JA間（窓口）			系統内（窓口）			系統内（ATM）		
1万未満	3万未満	3万以上	1万未満	3万未満	3万以上	1万未満	3万未満	3万以上
0	0	0	110	220	440	110	110	220

系統内（ネットバンク）			他行あて（文書）			他行あて（テレ為替）		
1万未満	3万未満	3万以上	1万未満	3万未満	3万以上	1万未満	3万未満	3万以上
110	110	220	330	440	660	440	550	770

他行あて（ATM）			他行あて（ネットバンク）		
1万未満	3万未満	3万以上	1万未満	3万未満	3万以上
330	440	660	330	440	660

送金手数料		代金取立手数料		組戻手数料	
系統自店宛	他行	本支所間（系統）	他行あて	振込・送金	取立手形
440	660	440	普通660 至急880	660	660

不渡手形返却料
660

○貯金業務に関する手数料

単位：円

貯金残高証明書発行		1通あたり	330
再発行手数料	通帳	1冊あたり	550
	証書	1枚あたり	550
	ICカード	1枚あたり	1,100

○ATM利用手数料

単位：円

お引き出し		ご利用のキャッシュカードまたは通帳（通帳は当JA・県内他JAのみ）				
		当JA	県内他JA	県外JA	HNS	銀行等
平日	～8:00	無料	無料	無料	110	220
	9:00～18:00				無料	110
	18:00～				110	220
土曜日	～9:00	無料	無料	お取扱いできません		
	9:00～14:00			無料	110	220
	14:00～					

お引き出し	ご利用のキャッシュカードまたは通帳（通帳は当 JA・県内他 JA のみ）				
	当 JA	県内他 JA	県外 JA	HNS	銀行等
日曜日・祝日	無 料	無 料	無 料	110	220
年末休業（12/31）				110	220
年始休業（1/1・1/2）				お取り扱いできません	

お預け入れ		当 JA	県内他 JA	県外 JA
平 日	～8：45	無 料	無 料	無 料
	8：45～18：00			
	18：00～			
土曜日	～9：00	無 料	無 料	お取り扱いできません
	9：00～14：00			無 料
	14：00～			
日曜日・祝日		無 料	無 料	無 料
年末休業（12/31）		無 料	無 料	無 料
年始休業（1/1・1/2）		無 料	無 料	お取り扱いできません

○貸出金に関する手数料

単位：円

貸出金残高証明書		1 通あたり	330
融資証明書		1 通あたり	330
住宅取得控除年末残高証明書		1 通あたり	330
支払利息証明書		1 通あたり	330
住 宅 ロ ー ン	条件変更	1 件あたり	3,300
	乗換（固定→変動）	1 件あたり	5,500
	全額繰上返済	1 件あたり	3,300
	一部繰上返済	1 件あたり	2,200
	金利選択（固定→固定、変動→固定）	1 件あたり	5,500
	実行時	1 件あたり	22,000

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

○主な共済商品

商品名		保障内容としくみ
長期共済 (共済期間が5年以上の契約)	終身共済	万一の場合を一生保障するプランです。医療共済や各種の特約をセットすることで入院、手術についても保障することができます。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。ニーズにより医療共済をセットすることも可能です。
	こども共済	お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者が万一のときは満期まで毎年養育年金がお受け取りになれるプランもあります。
	医療共済	病気やケガによる入院・手術を保障するプランです。また、医療費が高額となる先進医療保障もセットできますので最新の治療が安心して受けられます。
	がん共済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障する共済です。
	介護共済	公的介護保険制度に連動しており幅広い要介護状態に備えられる保障です。一生にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
	生活障害共済	働けなくなるリスクに備えて、身体の障害状態を幅広く保障する共済です。原因が病気かケガかを問わず保障します。
	特定重度疾病共済	三大疾病をはじめとする生活習慣病により所定の状態に該当した場合の経済的負担に一時金で備えることができる共済です。
	認知症共済	ご自身やご家族がいつまでも安心して暮らせるために、認知症に特化した幅広い保障を一生に備えることができる共済です。
短期共済 (5年未満)	建物更生共済 「むてきプラス」	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。従来の「むてき」から「むてきプラス」への変更で、少ない掛金で大きな保障に対応することができるようになりました。また、満期共済金は建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
	家庭用自動車共済 「クルマスター」	ご自身や家族、同乗者の損害を幅広く保障する傷害保障と対人・対物賠償の無制限保障や対物超過修理費用保障、車両保障・車両諸費用保障が自動セットされています。掛金割引制度も充実しています。
	傷害共済	日常のさまざまなアクシデント（死亡、後遺障害、入院、通院）を安心プランで保障します。◆イベント共済 ◆賠償責任共済など

※詳しくは、お近くの支所窓口またはライフアドバイザーにお尋ねください。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、Aコープ豊町店、Aコープ豊島店では毎朝、農家が持ち寄った地元で

とれた新鮮な農産物を消費者に提供しております。さらに、地元産かんきつを使用したジュースや加工品を数多く取り揃え各店舗にて販売しております。また地区外の皆様への個別販売にも取り組んでおり、全国の消費者の方にご利用いただいています。

◇購買事業

農作物の種苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。農作物の出荷者向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなっ

た場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021 年 3 月末現在で 4,522 億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	27,121,165	26,783,590
(1) 現金	106,788	105,569
(2) 預金	26,466,440	26,168,680
系統預金	26,466,440	26,168,680
系統外預金		
譲渡性預金		
(3) コールローン		
(4) 買現先勘定		
(5) 債券貸借取引支払保証金		
(6) 買入手形		
(7) 買入金銭債権		
(8) 商品有価証券		
(9) 金銭の信託		
(10) 有価証券		
国債		
地方債		
政府保証債		
金融債		
短期社債		
社債		
株式		
受益証券		
投資証券		
(11) 貸出金	535,361	506,290
(12) 外国為替		
(13) その他の信用事業資産	17,772	14,344
未収収益	12,837	11,420
金融派生商品		
金融商品等差入金		
リース投資資産		
その他の資産	4,935	2,924
(14) 債務保証見返		
(15) 貸倒引当金	▲5,197	▲11,294
2 共済事業資産	51	28
(1) 共済貸付金		
(2) 共済未収利息		
(3) その他の共済事業資産	51	28
(4) 貸倒引当金		
3 経済事業資産	469,554	481,279
(1) 受取手形		
(2) 経済事業未収金	243,335	257,515
(3) 経済受託債権		
(4) 棚卸資産	230,087	231,058
購買品	162,354	169,921
宅地等		
その他の棚卸資産	67,733	61,136

(5) その他の経済事業資産	624	640
(6) 貸倒引当金	▲4,493	▲7,935
4 雑資産	95,965	116,388
5 固定資産	666,962	648,266
(1) 有形固定資産	666,859	648,163
建物	1,388,967	1,321,928
機械装置	973,853	973,853
土地	291,636	290,937
リース資産		
建設仮勘定		4,334
その他の有形固定資産	525,656	455,663
減価償却累計額	▲2,513,254	▲2,398,554
(2) 無形固定資産	102	102
リース資産		
その他の無形固定資産	102	102
6 外部出資	1,748,330	1,747,330
(1) 外部出資	1,749,330	1,747,330
系統出資	1,738,760	1,738,760
系統外出資	10,570	8,570
子会社等出資		
(2) 外部出資等損失引当金	▲1,000	
7 前払年金費用		
8 繰延税金資産	14,363	14,176
9 再評価に係る繰延税金資産		
10 繰延資産		
資産の部合計	30,116,392	29,791,059

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	27,989,029	27,712,628
(1) 貯金	27,956,560	27,693,774
(2) 譲渡性貯金		
(3) 売現先勘定		
(4) 債券貸借取引受入担保金		
(5) 借入金		
(6) 外国為替		
(7) その他の信用事業負債	32,469	18,853
未払費用	1,339	1,019
金融派生商品		
金融商品等受入担保金		
その他の負債	31,129	17,834
(8) 諸引当金		
金融商品取引責任準備金		
(9) 債務保証		
2 共済事業負債	163,159	160,961
(1) 共済借入金		
(2) 共済資金	115,493	115,609
(3) 共済未払利息		
(4) 未経過共済付加収入	47,665	45,352
(5) 共済未払費用		
(6) その他の共済事業負債		
3 経済事業負債	340,503	327,172
(1) 支払手形		
(2) 経済事業未払金	340,492	327,165
(3) 経済受託債務		
(4) その他の経済事業負債	10	7
4 設備借入金		
5 雑負債	66,621	56,077
(1) 未払法人税等	9,276	737
(2) リース債務		
(3) 資産除去債務	5,390	5,390
(4) その他の負債	51,954	49,949
6 諸引当金	60,090	68,002
(1) 賞与引当金	10,994	10,757
(2) 退職給付引当金	33,113	38,074
(3) 役員退職慰労引当金	15,982	19,170
7 繰延税金負債		
8 再評価に係る繰延税金負債		
負債の部合計	28,619,404	28,324,842

(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	1,496,987	1,466,217
(1) 出資金	525,680	509,635
(うち後配出資金)		
(2) 資本準備金		
(3) 利益剰余金	976,272	959,662
利益準備金	758,351	768,351
その他利益剰余金	217,921	191,310
税効果会計積立金	14,363	14,176
外部出資積立金	22,399	22,399
経営安定化積立金	11,324	20,000
施設整備積立金	60,000	12,802
減損会計積立金	8,214	18,267
当期末処分剰余金	101,620	103,664
(うち当期剰余金)	42,035	▲11,466
(4) 処分未済持分	▲4,965	▲3,080
2 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
純資産の部合計	1,496,987	1,466,217
負債及び純資産の部合計	30,116,392	29,791,059

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
1 事業総利益	591,747		549,115	
事業収益	2,062,465		1,969,527	
事業費用	1,470,717		1,420,412	
(1) 信用事業収益	180,303		169,410	
資金運用収益	172,600		161,719	
(うち預金利息)	145,320		136,758	
(うち有価証券利息)				
(うち貸出金利息)	10,711		8,416	
(うちその他受入利息)	16,568		16,544	
役務取引等収益	7,329		7,282	
その他事業直接収益				
その他経常収益	373		409	
(2) 信用事業費用	8,361		15,958	
資金調達費用	2,684		1,770	
(うち貯金利息)	2,671		1,751	
(うち給付補填備金繰入)	12		6	
(うち譲渡性貯金利息)				
(うち借入金利息)			13	
(うちその他支払利息)	0		0	
役務取引等費用	3,325		3,249	
その他事業直接費用				
その他経常費用	2,351		10,938	
(うち貸倒引当金繰入額)			6,096	
(うち貸倒引当金戻入益)	▲2,598			
(うち貸出金償却)				
信用事業総利益	171,942		153,451	
(3) 共済事業収益	122,987		115,715	
共済付加収入	114,407		108,574	
共済貸付金利息				
その他の収益	8,580		7,141	
(4) 共済事業費用	7,568		6,929	
共済借入金利息				
共済推進費	5,283		4,234	
共済保全費				
その他の費用	2,284		2,694	
(うち貸倒引当金繰入額)				
(うち貸倒引当金戻入益)				
(うち貸出金償却)				
共済事業総利益	115,419		108,786	
(5) 購買事業収益	1,138,875		1,097,727	
購買品供給高	1,117,775		1,070,198	
購買手数料			6,271	
修理サービス料	12,378		13,091	
その他の収益	8,721		8,165	
(6) 購買事業費用	1,016,186		985,983	
購買品供給原価	905,561		877,235	
購買品供給費	92,896		91,317	
修理サービス費	2,586		3,995	

科 目	令和2年度		令和3年度	
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
その他の費用	15,141		13,434	
（うち貸倒引当金繰入額）	4,224		3,682	
（うち貸倒引当金戻入益）				
（うち貸倒損失）				
購買事業総利益	122,688		111,743	
(7) 販売事業収益	343,667		347,300	
販売品販売高				
販売手数料	96,064		93,228	
その他の収益	247,603		254,071	
(8) 販売事業費用	216,587		218,058	
販売品販売原価				
販売費	215,761		217,909	
その他の費用	825		149	
（うち貸倒引当金繰入額）				
（うち貸倒引当金戻入益）				
（うち貸倒損失）				
販売事業総利益	127,080		129,241	
(9) 加工事業収益	246,196		194,734	
(10) 加工事業費用	190,018		148,792	
加工事業総利益	56,177		45,942	
(11) 利用事業収益	49,759		55,045	
(12) 利用事業費用	34,945		38,537	
利用事業総利益	14,814		16,507	
(13) 指導事業収入	1,197		2,148	
(14) 指導事業支出	17,573		18,705	
指導事業収支差額	▲16,376		▲16,557	
2 事業管理費	547,780		524,859	
(1) 人件費	360,978		353,167	
(2) 業務費	56,654		52,207	
(3) 諸税負担金	20,297		19,821	
(4) 施設費	108,609		98,394	
(5) その他事業管理費	1,241		1,269	
事業利益	43,967		24,255	
3 事業外収益	20,757		21,626	
(1) 受取雑利息				
(2) 受取出資配当金	16,270		16,913	
(3) 賃貸料	2,438		2,436	
(4) 貸倒引当金戻入益			125	
(5) 外部出資等損失引当金戻入			0	
(6) 雑収入	2,049		2,151	
4 事業外費用	3,148		3,329	
(1) 支払雑利息				
(2) 貸倒損失				
(3) 寄付金	277		265	
(4) 雑損失	1,746		3,063	
(5) 貸倒引当金繰入	125			
(6) 外部出資等損失引当金繰入	1,000			
経常利益	61,576		42,552	

科 目	令和2年度		令和3年度	
	(自 至	令和2年4月1日 令和3年3月31日)	(自 至	令和3年4月1日 令和4年3月31日)
5 特別利益		9,270		3,480
(1) 固定資産処分益		525		70
(2) 一般補助金		8,745		1,350
(3) その他の特別利益				2,060
6 特別損失		15,533		56,492
(1) 固定資産処分損		3		53,410
(2) 固定資産圧縮損		8,744		1,349
(3) 減損損失		6,785		1,732
(4) その他の特別損失				
税引前当期利益		55,313		▲10,459
法人税・住民税及び事業税		12,598		820
法人税等調整額		679		186
法人税等合計		13,278		1,007
当期剰余金		42,035		▲11,466
当期首繰越剰余金		51,119		46,014
目的積立金取崩額		8,464		69,116
当期末処分剰余金		101,620		103,664

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益	55,313		▲10,459	
減価償却費	42,345		39,483	
減損損失	6,785		1,732	
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	1,761		9,414	
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲791		▲236	
退職給付引当金の増減額(▲は減少)	▲5,853		8,148	
その他引当金等の増減額(▲は減少)	1,000		▲1,000	
信用事業資金運用収益	▲172,600		▲161,719	
信用事業資金調達費用	2,684		1,770	
共済貸付金利息				
共済借入金利息				
受取雑利息及び受取出資配当金	▲16,270		▲16,913	
支払雑利息				
有価証券関係損益(▲は益)				
固定資産売却損益(▲は益)	▲522		53,339	
固定資産圧縮損	0		0	
外部出資関係損益(▲は益)			0	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増(▲)減	70,087		29,070	
預金の純増(▲)減	1,100,000		▲300,000	
貯金の純増減(▲)	5,553		▲262,786	
信用事業借入金の純増減(▲)				
その他信用事業資産の増減(▲)	▲1,635		2,237	
その他信用事業負債の増減(▲)	▲393		▲13,290	
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増(▲)減				
共済借入金の純増減(▲)				
共済資金の純増減(▲)	▲6,294		115	
その他共済事業資産の増減(▲)	▲37		23	
その他共済事業負債の増減(▲)	▲1,692		▲2,312	
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	16,222		▲14,179	
経済受託債権の純増(▲)減				
棚卸資産の純増(▲)減	▲8		▲971	
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲73,182		▲13,327	
経済受託債務の純増減(▲)				
その他経済事業資産の増減(▲)	6		▲16	
その他経済事業負債の増減(▲)	▲4		▲3	
(その他の資産及び負債の増減)				
その他資産の増減(▲)	13,465		▲20,297	

科 目	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
その他負債の増減(▲)	▲4,558		4,510	
未払消費税の増減額(▲)	▲14,283		▲936	
信用事業資金運用による収入	173,959		162,909	
信用事業資金調達による支出	▲3,667		▲2,095	
共済貸付金利息による収入				
共済借入金利息による支出				
事業分量配当金の支払額				
小 計	1,187,388		▲507,791	
雑利息及び出資配当金の受取額	16,270		16,913	
雑利息の支払額				
法人税等の支払額	▲7,746		▲9,359	
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,195,913		▲500,236	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出				
有価証券の売却による収入				
固定資産の取得による支出	▲34,176		▲45,190	
固定資産の売却による収入	10,465		▲32,018	
補助金の受入による収入	8,745			
外部出資による支出			1,999	
外部出資の売却等による収入			1,350	
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲14,966		▲73,859	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
設備借入れによる収入				
設備借入金の返済による支出				
出資の増額による収入	6,660			
出資の払戻しによる支出	▲11,375		▲19,740	
持分の取得による支出	▲7,555		▲4,965	
持分の譲渡による収入	7,555		4,965	
出資配当金の支払額	▲5,259		▲5,143	
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲9,974		▲24,883	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額				
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,170,972		▲598,979	
6 現金及び現金同等物の期首残高	402,256		1,573,229	
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,573,229		974,249	

4. 注記表

令和2年度 注記表	
項目	注記事項
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 （1）その他有価証券 ①時価のないもの：移動平均法による原価法
	2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 （1）購買品の評価基準及び評価方法は、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） （2）その他の棚卸資産については、主としてロット別個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
	3 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 （2）無形固定資産 定額法を採用しています。
	4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程・経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。 上記以外の債権（正常先および要注意先）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 （2）賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額のうち当事業年度負担分を計上しています。 （3）退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 （4）役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （5）外部出資等損失引当金 当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
	5 リース取引の処理方法 リースの物件の所有権が借主（当組合）に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
	6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
	7 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
	8 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがいが、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

令和3年度 注記表	
項目	注記事項
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 （1）その他有価証券 ①時価のないもの：移動平均法による原価法
	2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 （1）購買品の評価基準及び評価方法は、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） （2）その他の棚卸資産については、主としてロット別個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
	3 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 （2）無形固定資産 定額法を採用しています。
	4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程・経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。 上記以外の債権（正常先および要注意先）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 （2）賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額のうち当事業年度負担分を計上しています。 （3）退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 （4）役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （5）外部出資等損失引当金 当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
	5 収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③ 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等の製造を業者等に委託し出来上がった製品を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ④ 利用事業 葬祭・精米機・青果物市場等を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、役務の提供・施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑤ 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・業者等への支援を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

令和2年度 注記表		令和3年度 注記表	
		6 リース取引の処理方法 リースの物件の所有権が借主（当組合）に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 7 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 8 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 9 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 10 当組合が代理人として関与する取引の損益の損益計算書の表示方法 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。	
		会計方針の変更に関する注記 1 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 （1）代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。 （2）購買事業における支払奨励金の会計処理 購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。 （1）、（2）の結果、当事業年度の購買品供給高が54,137千円、購買品供給原価が42,304千円、購買事業費用（購買雑費）が5,560千円それぞれ減少しており、購買手数料が6,271千円増加しております。これにより、購買事業収益及び購買事業費用が47,865千円それぞれ減少しておりますが、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に影響はありません。 2 時価の算定に関する会計基準の適用 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	
会計上の見積りに関する注記	会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 1 貸倒引当金 （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 9,815 千円 （2）その他の情報 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」「4 引当金の計上基準」「（1）貸倒引当金」に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 2 固定資産の減損 （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 6,785 千円 （2）その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、経営環境などの組合の外部要因に関する情報や組合が用いている内部の情報にもとづき、資産グループ等の現在の使用状況や合理的な使用計画等考慮して合理的に見積っており、また、割引率等についても一定の仮定を設定し算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。	会計上の見積りに関する注記	会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 1 貸倒引当金 （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 19,229 千円 （2）その他の情報 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」「4 引当金の計上基準」「（1）貸倒引当金」に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 2 固定資産の減損 （1）当事業年度の計算書類に計上した金額 1,732 千円 （2）その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、経営環境などの組合の外部要因に関する情報や組合が用いている内部の情報にもとづき、資産グループ等の現在の使用状況や合理的な使用計画等考慮して合理的に見積っており、また、割引率等についても一定の仮定を設定し算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

令和2年度 注記表																																												
	3 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 14,363 千円 (2) その他の情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、平成 31 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。																																											
	貸借対照表に関する注記 1 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 987,207 千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 231,279 千円 構築物 37,617 千円 機械装置 693,830 千円 車両運搬具 8,239 千円 器具・備品 16,032 千円 土地 207 千円 2 担保に供している資産 定期預金 500,000 千円を為替決済の担保に供しています。 3 役員の間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,600 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません 4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 (単位：千円) <table><tr><th>債権区分</th><th>金額（貸倒引当金控除前）</th></tr><tr><td>破綻先債権</td><td>—</td></tr><tr><td>延滞債権</td><td>10,360</td></tr><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>—</td></tr><tr><td>リスク管理債権合計</td><td>10,360</td></tr></table> ○破綻先債権：元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金 ○延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金 ○3か月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの ○貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの	債権区分	金額（貸倒引当金控除前）	破綻先債権	—	延滞債権	10,360	3か月以上延滞債権	—	貸出条件緩和債権	—	リスク管理債権合計	10,360																															
債権区分	金額（貸倒引当金控除前）																																											
破綻先債権	—																																											
延滞債権	10,360																																											
3か月以上延滞債権	—																																											
貸出条件緩和債権	—																																											
リスク管理債権合計	10,360																																											
損益計算書に関する注記	1 減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所グループごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所、共同利用施設（修理（車両）センター等）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">場所</th><th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">減損損失額（単位：千円）</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>建物</th><th>土地</th><th>その他</th></tr><tr><td>稼働資産</td><td>久比事業所</td><td>営業店舗</td><td>建物他</td><td>5,150</td><td>—</td><td>272</td><td>5,423</td></tr><tr><td>稼働資産</td><td>Aコープ久比店</td><td>営業店舗</td><td>器具備品</td><td>—</td><td>—</td><td>730</td><td>730</td></tr><tr><td>稼働資産</td><td>東野 S S</td><td>ガソリンスタンド</td><td>土地</td><td>—</td><td>491</td><td>—</td><td>491</td></tr><tr><td>遊休資産</td><td>旧大浜事業所</td><td>遊休資産等</td><td>土地</td><td>—</td><td>140</td><td>—</td><td>140</td></tr></table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 稼働資産は営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。 遊休資産は、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。 (3) 回収可能価額の算定方法 減損会計計上対象となった資産グループの回収可能価額については、すべて正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準じた方法により算定した価額（時価）から処分費用見込額を控除して算定しています。	区分	場所	用途	種類	減損損失額（単位：千円）			計	建物	土地	その他	稼働資産	久比事業所	営業店舗	建物他	5,150	—	272	5,423	稼働資産	Aコープ久比店	営業店舗	器具備品	—	—	730	730	稼働資産	東野 S S	ガソリンスタンド	土地	—	491	—	491	遊休資産	旧大浜事業所	遊休資産等	土地	—	140	—	140
区分	場所					用途	種類	減損損失額（単位：千円）			計																																	
		建物	土地	その他																																								
稼働資産	久比事業所	営業店舗	建物他	5,150	—	272	5,423																																					
稼働資産	Aコープ久比店	営業店舗	器具備品	—	—	730	730																																					
稼働資産	東野 S S	ガソリンスタンド	土地	—	491	—	491																																					
遊休資産	旧大浜事業所	遊休資産等	土地	—	140	—	140																																					

令和3年度 注記表																												
	3 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 14,176 千円 (2) その他の情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。																											
	貸借対照表に関する注記 1 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は987,536千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 231,279千円 構築物 37,617千円 機械装置 693,830千円 車両運搬具 8,239千円 器具・備品 16,361千円 土地 207千円 2 担保に供している資産 定期預金500,000千円を為替決済の担保に供しています。 3 役員の間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 4,128千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません 4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額 (単位：千円) <table><tr><th>債権区分</th><th>金額（貸倒引当金控除前）</th></tr><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>4,890</td></tr><tr><td>危険債権</td><td>6,434</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>11,325</td></tr></table> ○破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 ○危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の及び利息の受取りができない可能性が高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。） ○三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの ○貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの	債権区分	金額（貸倒引当金控除前）	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,890	危険債権	6,434	三月以上延滞債権	—	貸出条件緩和債権	—	合計	11,325															
債権区分	金額（貸倒引当金控除前）																											
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,890																											
危険債権	6,434																											
三月以上延滞債権	—																											
貸出条件緩和債権	—																											
合計	11,325																											
損益計算書に関する注記	1 減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所グループごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所、共同利用施設（修理（車両）センター等）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。 当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">場所</th><th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">減損損失額（単位：千円）</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>建物</th><th>土地</th><th>その他</th></tr><tr><td>遊休資産</td><td>旧東野事業所</td><td>遊休資産等</td><td>土地</td><td>—</td><td>1,278</td><td>—</td><td>1,278</td></tr><tr><td>遊休資産</td><td>旧大浜事業所</td><td>遊休資産等</td><td>土地</td><td>—</td><td>453</td><td>—</td><td>453</td></tr></table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 稼働資産は営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。 遊休資産は、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。 (3) 回収可能価額の算定方法 減損会計計上対象となった資産グループの回収可能価額については、すべて正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準じた方法により算定した価額（時価）から処分費用見込額を控除して算定しています。	区分	場所	用途	種類	減損損失額（単位：千円）			計	建物	土地	その他	遊休資産	旧東野事業所	遊休資産等	土地	—	1,278	—	1,278	遊休資産	旧大浜事業所	遊休資産等	土地	—	453	—	453
区分	場所					用途	種類	減損損失額（単位：千円）			計																	
		建物	土地	その他																								
遊休資産	旧東野事業所	遊休資産等	土地	—	1,278	—	1,278																					
遊休資産	旧大浜事業所	遊休資産等	土地	—	453	—	453																					

令和2年度 注記表					令和3年度 注記表				
金融商品に関する注記	1 金融商品の状況に関する事項				1 金融商品の状況に関する事項				
	(1) 金融商品に対する取組方針	当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を広島県信用農業協同組合連合会へ預けています。			(1) 金融商品に対する取組方針	当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を広島県信用農業協同組合連合会へ預けています。			
	(2) 金融商品の内容及びそのリスク	当組合が保有する金融資産は、主として組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。			(2) 金融商品の内容及びそのリスク	当組合が保有する金融資産は、主として組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。			
	(3) 金融商品に係るリスク管理態勢				(3) 金融商品に係るリスク管理態勢				
	①信用リスクの管理	当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に信用部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。			①信用リスクの管理	当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に信用部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。			
	②市場リスクの管理	当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA・L・Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。			②市場リスクの管理	当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA・L・Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。			
	市場リスクに係る定量的情報	当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。			市場リスクに係る定量的情報	当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。			
		当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって期末時点の定量的分析に利用しています。				当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって期末時点の定量的分析に利用しています。			
		金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が1,053千円増加するものと把握しています。				金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が10,732千円増加するものと把握しています。			
		当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。				当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。			
		また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。				また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。			
	③資金調達に係る流動性リスクの管理	当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			③資金調達に係る流動性リスクの管理	当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
	(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			
	2 金融商品の時価等に関する事項				2 金融商品の時価等に関する事項				
	(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等	当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等	当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
		なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載しています。				なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。			
		(単位：千円)				(単位：千円)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
	預 金					預 金			
	貸 出 金（＊1）	26,466,440	26,467,188	748		預 金	26,168,680	26,169,186	506
	貸 出 金（＊2）	552,338				貸 出 金	506,290		
	貸倒引当金（＊2）	▲ 5,197				貸倒引当金（＊1）	▲ 11,294		
	貸倒引当金控除後	547,141	575,883	28,741		貸倒引当金控除後	494,996	517,749	22,752
	資 産 計	27,013,581	27,043,071	29,489		経済事業未収金	257,515	257,515	—
	貯 金	27,956,560	27,957,579	1,018		貸倒引当金（＊2）	▲ 7,935	▲ 7,935	—
	経済事業未払金	340,492	340,492	—		貸倒引当金控除後	249,579	249,579	—
	負 債 計	28,297,053	28,298,072	1,018		資 産 計	26,913,256	27,043,071	23,258
	(＊1) 貸出金には、貸借対照表上経資産に計上している職員厚生貸付金16,977千円を含めています。					貯 金	27,693,774	27,957,579	▲ 9
	(＊2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。					経済事業未払金	327,165	340,492	—
						負 債 計	28,020,939	28,298,072	▲ 9
	(2) 金融商品の時価の算定方法					(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
	【資 産】					(＊2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
	①預 金	満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
	②貸出金	貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。				【資 産】			
		一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。				①預 金	満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。		
		また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				②貸出金	貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。		
							一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。		
							また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。		

令和2年度 注記表

【負債】
①貯 金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金
経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	1,749,330
外部出資等損失引当金	▲ 1,000
同 引当金控除後	1,748,330

(＊) 外部出資のうち市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	26,466,440	—	—	—	—	—
貸出金 (＊1、＊2)	129,991	48,435	43,864	32,183	27,158	248,497
合 計	26,596,431	48,435	43,864	32,183	27,158	248,497

(＊1) 貸出金のうち当座貸越 59,674千円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(＊2) 貸出金のうち3か月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 5,230千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊）	26,485,646	606,414	695,942	88,548	89,009	—
合 計	26,485,646	606,414	695,942	88,548	89,009	—

(＊) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

退職給付に関する注記

1 退職給付に関する注記
(1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における退職給付引当金	35,570千円
② 退職給付費用（Ａコープ含まず）	23,962千円
③ 退職給付の支払額	▲ 9,043千円
④ 特定退職金共済制度への拠出金	▲ 17,375千円
⑤ 期末における退職給付引当金	33,113千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	263,339千円
② 特定退職金共済制度	▲ 230,226千円
③ 未積立退職給付債務	33,113千円
④ 退職給付引当金	33,113千円

(4) 退職給付に関する損益
簡便法で計算した退職給付費用 23,962千円
(Ａコープ含まず)

2 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,042 千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、73,451 千円となっています。

令和3年度 注記表

【負債】
①貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金
経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	1,747,330
合 計	1,747,330

(＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	26,168,680	—	—	—	—	—
貸出金 (＊1、＊2)	113,665	55,783	43,019	32,547	28,343	228,222
合 計	26,282,345	55,783	43,019	32,547	28,343	228,222

(＊1) 貸出金のうち当座貸越 60,967 千円については、「1 年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
(＊2) 貸出金のうち三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 4,709 千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊）	25,975,856	652,774	931,863	68,920	64,108	250
合 計	25,975,856	652,774	931,863	68,920	64,108	250

(＊) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

退職給付に関する注記

1 退職給付に関する注記
(1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
① 期首における退職給付引当金 33,113 千円
② 退職給付費用（Ａコープ含まず） 22,931 千円
③ 退職給付の支払額 ▲ 1,528 千円
④ 特定退職金共済制度への拠出金 ▲ 16,441 千円
⑤ 期末における退職給付引当金 38,074 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
① 退職給付債務 275,797 千円
② 特定退職金共済制度 ▲ 237,722 千円
③ 未積立退職給付債務 38,074 千円
④ 退職給付引当金 38,074 千円

(4) 退職給付に関する損益
簡便法で計算した退職給付費用 22,931 千円
(Ａコープ含まず)

2 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,913 千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、66,106 千円となっています。

令和2年度 注記表																																										
税効果会計に関する注記	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳																																									
	(単位：千円) <table> <tr> <th>繰延税金資産</th><th>金 額</th></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>9,159</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>3,040</td></tr> <tr><td>固定資産減価償却超過額（建物等）</td><td>16,259</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入否認額</td><td>4,420</td></tr> <tr><td>外部出資等損失引当金繰入否認額</td><td>276</td></tr> <tr><td>貸倒引当金限度超過額</td><td>2,423</td></tr> <tr><td>貸倒償却否認額（貸出金）</td><td>2,623</td></tr> <tr><td>棚卸低価法繰越差損差額</td><td>163</td></tr> <tr><td>棚卸資産収益性の低下差額</td><td>29</td></tr> <tr><td>減損損失否認額（土地）</td><td>14,104</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>1,490</td></tr> <tr><td>共済未確定奨励金</td><td>917</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>751</td></tr> <tr><td>その他</td><td>126</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>55,787</td></tr> <tr><td>控除額（評価性引当額）</td><td>▲ 41,424</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計（A）</td><td>14,363</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計（B）</td><td>—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額（A）＋（B）</td><td>14,363</td></tr> </table>	繰延税金資産	金 額	退職給付引当金超過額	9,159	賞与引当金損金算入限度超過額	3,040	固定資産減価償却超過額（建物等）	16,259	役員退職慰労引当金繰入否認額	4,420	外部出資等損失引当金繰入否認額	276	貸倒引当金限度超過額	2,423	貸倒償却否認額（貸出金）	2,623	棚卸低価法繰越差損差額	163	棚卸資産収益性の低下差額	29	減損損失否認額（土地）	14,104	資産除去債務	1,490	共済未確定奨励金	917	未払事業税	751	その他	126	繰延税金資産小計	55,787	控除額（評価性引当額）	▲ 41,424	繰延税金資産合計（A）	14,363	繰延税金負債		繰延税金負債合計（B）	—	繰延税金資産の純額（A）＋（B）
繰延税金資産	金 額																																									
退職給付引当金超過額	9,159																																									
賞与引当金損金算入限度超過額	3,040																																									
固定資産減価償却超過額（建物等）	16,259																																									
役員退職慰労引当金繰入否認額	4,420																																									
外部出資等損失引当金繰入否認額	276																																									
貸倒引当金限度超過額	2,423																																									
貸倒償却否認額（貸出金）	2,623																																									
棚卸低価法繰越差損差額	163																																									
棚卸資産収益性の低下差額	29																																									
減損損失否認額（土地）	14,104																																									
資産除去債務	1,490																																									
共済未確定奨励金	917																																									
未払事業税	751																																									
その他	126																																									
繰延税金資産小計	55,787																																									
控除額（評価性引当額）	▲ 41,424																																									
繰延税金資産合計（A）	14,363																																									
繰延税金負債																																										
繰延税金負債合計（B）	—																																									
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	14,363																																									
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因																																									
	(単位：%) <table> <tr> <th>法定実効税率</th><th></th></tr> <tr><td>調整</td><td>27.66</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.28</td></tr> <tr><td>受取配当等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲ 4.07</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>1.26</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減</td><td>1.32</td></tr> <tr><td>その他（上記以外）</td><td>▲ 2.44</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>24.01</td></tr> </table>	法定実効税率		調整	27.66	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.28	受取配当等永久に益金に算入されない項目	▲ 4.07	住民税均等割	1.26	評価性引当金の増減	1.32	その他（上記以外）	▲ 2.44	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.01																									
法定実効税率																																										
調整	27.66																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.28																																									
受取配当等永久に益金に算入されない項目	▲ 4.07																																									
住民税均等割	1.26																																									
評価性引当金の増減	1.32																																									
その他（上記以外）	▲ 2.44																																									
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.01																																									
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	(1) 現金及び現金同等物の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。																																									
	(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表上の科目の金額との関係 <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>26,573,229 千円</td></tr> <tr><td>定期性預金及び譲渡性預金</td><td>▲ 25,000,000 千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>1,573,229 千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	26,573,229 千円	定期性預金及び譲渡性預金	▲ 25,000,000 千円	現金及び現金同等物	1,573,229 千円																																			
現金及び預金勘定	26,573,229 千円																																									
定期性預金及び譲渡性預金	▲ 25,000,000 千円																																									
現金及び現金同等物	1,573,229 千円																																									

令和3年度 注記表																																								
税効果会計に関する注記	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳																																							
	(単位：千円) <table> <tr> <th>繰延税金資産</th><th>金 額</th></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>10,531</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>2,975</td></tr> <tr><td>固定資産減価償却超過額（建物等）</td><td>16,269</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入否認額</td><td>5,302</td></tr> <tr><td>外部出資等損失否認額（農協観光）</td><td>276</td></tr> <tr><td>貸倒引当金限度超過額</td><td>4,656</td></tr> <tr><td>貸倒償却否認額（貸出金）</td><td>2,623</td></tr> <tr><td>棚卸低価法繰越差損差額</td><td>216</td></tr> <tr><td>棚卸資産収益性の低下差額</td><td>170</td></tr> <tr><td>減損損失否認額（土地）</td><td>14,583</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>1,490</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>191</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>59,295</td></tr> <tr><td>控除額（評価性引当額）</td><td>▲ 45,119</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計（A）</td><td>14,176</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計（B）</td><td>—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額（A）＋（B）</td><td>14,176</td></tr> </table>	繰延税金資産	金 額	退職給付引当金超過額	10,531	賞与引当金損金算入限度超過額	2,975	固定資産減価償却超過額（建物等）	16,269	役員退職慰労引当金繰入否認額	5,302	外部出資等損失否認額（農協観光）	276	貸倒引当金限度超過額	4,656	貸倒償却否認額（貸出金）	2,623	棚卸低価法繰越差損差額	216	棚卸資産収益性の低下差額	170	減損損失否認額（土地）	14,583	資産除去債務	1,490	未払事業税	7	その他	191	繰延税金資産小計	59,295	控除額（評価性引当額）	▲ 45,119	繰延税金資産合計（A）	14,176	繰延税金負債		繰延税金負債合計（B）	—	繰延税金資産の純額（A）＋（B）
繰延税金資産	金 額																																							
退職給付引当金超過額	10,531																																							
賞与引当金損金算入限度超過額	2,975																																							
固定資産減価償却超過額（建物等）	16,269																																							
役員退職慰労引当金繰入否認額	5,302																																							
外部出資等損失否認額（農協観光）	276																																							
貸倒引当金限度超過額	4,656																																							
貸倒償却否認額（貸出金）	2,623																																							
棚卸低価法繰越差損差額	216																																							
棚卸資産収益性の低下差額	170																																							
減損損失否認額（土地）	14,583																																							
資産除去債務	1,490																																							
未払事業税	7																																							
その他	191																																							
繰延税金資産小計	59,295																																							
控除額（評価性引当額）	▲ 45,119																																							
繰延税金資産合計（A）	14,176																																							
繰延税金負債																																								
繰延税金負債合計（B）	—																																							
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	14,176																																							
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 当事業年度は、税引前当期損失金を計上しているため、記載を省略しております。																																							
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	(1) 現金及び現金同等物の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。																																							
	(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表上の科目の金額との関係 <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>26,274,249 千円</td></tr> <tr><td>定期性預金及び譲渡性預金</td><td>▲ 25,300,000 千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>974,249 千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	26,274,249 千円	定期性預金及び譲渡性預金	▲ 25,300,000 千円	現金及び現金同等物	974,249 千円																																	
現金及び預金勘定	26,274,249 千円																																							
定期性預金及び譲渡性預金	▲ 25,300,000 千円																																							
現金及び現金同等物	974,249 千円																																							

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	101,620	103,664
2 任意積立金取崩額	—	—
計	101,620	103,664
3 剰余金処分数額	55,605	63,957
(1) 利益準備金	10,000	—
(2) 任意積立金	40,461	58,929
減損会計積立金	11,785	1,732
施設整備積立金	20,000	57,197
税効果会計積立金	—	—
経営安定化積立金	8,676	—
(3) 出資配当金	5,143	5,028
普通出資に対する配当金	5,143	5,028
(4) 事業分量配当金	—	—
4. 次期繰越剰余金	46,014	39,706

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。
令和2年度 1. 0% 令和3年度 1. 0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

目的積立金の名称	積立目的	目的額、積立、取崩基準等
減損会計積立金	固定資産の減損処理	目標額を5,000万円とし、減損損失が発生した年度で相当額を取り崩す。
施設整備積立金	J A 事務所・施設・機械装置の整備（取得、処分、保全管理等）	目標額を1億円とし、剰余金の中から500万円以上を積み立て、整備年度に必要な額を取り崩す。
税効果会計積立金	税効果会計により計上する一次差異	繰延税金資産と同額を積み立て、取り崩しを行う。
経営安定化積立金	経営安定化及び健全性確保	目標額を1億円とし、財務に大きな影響を与える損失で他の任意積立金で処理できないものが発生した年度に損失相当額を取り崩す。

6. 部門別損益計算書（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等
事業収益 ①	2,029,948	169,410	115,715	942,495	800,178	2,148	
事業費用 ②	1,480,832	15,958	6,929	769,084	670,154	18,705	
事業総利益 ③ （①－②）	549,115	153,451	108,786	173,411	130,023	▲16,557	
事業管理費 ④ （うち減価償却費 ⑤） （うち人件費 ⑤'）	524,859 (39,483) (353,167)	110,960 (3,505) (75,117)	82,783 (2,459) (61,191)	199,165 (25,334) (129,220)	123,053 (8,126) (78,939)	8,896 (57) (8,697)	
うち共通管理費 ⑥ （うち減価償却費 ⑦） （うち人件費 ⑦'）		31,431 (829) (21,378)	23,022 (607) (15,658)	45,354 (1,196) (30,848)	38,048 (1,003) (25,879)	— (—) (—)	▲137,856 (▲3,637) (▲93,764)
事業利益 ⑧ （③－④）	24,255	42,491	26,002	▲25,754	6,969	▲25,454	
事業外収益 ⑨	21,626	4,930	3,611	7,115	5,968	—	
うち共通分 ⑩		(4,930)	(3,611)	(7,115)	(5,968)	(—)	(▲21,626)
事業外費用 ⑪	3,329	759	555	1,095	918	—	
うち共通分 ⑫		(759)	(555)	(1,095)	(918)	(—)	(▲3,329)
経常利益 ⑬ （⑧＋⑨－⑪）	42,552	46,663	29,058	▲19,734	12,020	▲25,454	
特別利益 ⑭	3,480	793	581	1,144	960	—	
うち共通分 ⑮		(793)	(581)	(1,144)	(960)	(—)	(▲3,480)
特別損失 ⑯	56,492	12,880	9,434	18,585	15,591	—	
うち共通分 ⑰		(12,880)	(9,434)	(18,585)	(15,591)	(—)	(▲56,492)
税引前当期利益 ⑱ （⑬＋⑭－⑯）	▲10,459	34,576	20,205	▲37,175	▲2,611	▲25,454	
営農指導事業分配賦額 ⑲		5,803	4,250	8,374	7,025	—	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ （⑱－⑲）	▲10,459	28,772	15,954	▲45,549	▲9,636		

（注）

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

（１）共通管理費等

事業総利益割を 7 割、人頭割を 3 割で配賦する。

（２）営農指導事業

事業総利益割を 7 割、人頭割を 3 割で配賦する。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 業 事 業	共 事 業 事 業	農業関連 事業	生活その 他事業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	22.8	16.7	32.9	27.6	—	100
営 農 指 導 事 業	22.8	16.7	32.9	27.6		100

3. 部門別の資産

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 業 事 業	共 事 業 事 業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	共 通 資 産
事業別の総資産	29,791	26,857	57	760	171	519	1,943
総資産（共通資産配分後） （うち 固定資産）	29,791 (648)	27,300 (87)	381 (67)	1,399 (385)	707 (107)	519 (96)	

（注）共通資産の他部門への配賦基準

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当ＪＡの令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和４年７月３１日

広島ゆたか農業協同組合

代表理事組合長 金子 仁

8. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、アイル監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益（事業収益）	3,399,681	3,228,875	2,379,329	2,082,988	2,051,574
信用事業収益	211,929	217,233	190,129	180,303	174,341
共済事業収益	152,219	140,263	126,877	122,987	119,327
農業関連事業収益	2,144,277	1,962,169	1,191,457	927,944	949,610
その他事業収益	891,254	909,208	870,865	851,751	808,293
経常利益	37,722	52,052	55,206	61,576	42,552
当期剰余金（損失金）	▲ 63,565	38,917	42,788	42,035	▲ 11,466
出資金 （出資口数）	552,720 (110,544)	539,805 (107,961)	538,965 (107,793)	525,680 (105,136)	509,635 (101,927)
純資産額	1,422,280	1,440,013	1,475,041	1,496,987	1,466,217
総資産額	30,213,593	30,673,348	30,181,962	30,116,392	29,791,059
貯金等残高	28,097,344	28,513,307	27,951,007	27,956,560	27,693,774
貸出金残高	667,614	618,269	605,448	535,361	506,290
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	5,398	5,334	5,259	5,143	5,028
出資配当額	5,398	5,334	5,259	5,143	5,028
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	134	115	108	109	101
単体自己資本比率	13.32	12.67	13.09	13.42	13.28

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	169,916	159,948	▲ 9,967
役務取引等収支	4,004	4,033	28
その他信用事業収支	▲ 1,977	▲ 10,529	▲ 8,552
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	173,920 (0.64)	163,981 (0.61)	▲ 9,938 (▲ 0.03)
事業粗利益 (事業粗利益率)	363,342 (1.35)	323,458 (1.20)	▲ 39,884 (▲ 0.15)
事業純益	▲ 184,876	▲ 205,881	▲ 21,005
実質事業純益	▲ 184,438	▲ 201,401	▲ 16,963
コア事業純益	▲ 184,438	▲ 201,401	▲ 16,963
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	▲ 184,438	▲ 201,401	▲ 16,963

(注) それぞれの項目の算出基準は次のとおりです。

1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝（その他事業直接収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）
4. *信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用
*信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く。）平均残高×100
5. *事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
*事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く。）平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資金運用勘定	26,667,534	172,600	0.6472	26,694,392	161,719	0.6058
うち預金	26,091,102	145,320	0.5569	26,159,323	136,758	0.5227
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	558,838	10,711	1.9167	518,981	8,416	1.6216
資金調達勘定	27,911,586	2,684	0.0096	27,620,568	1,770	0.0063
うち貯金・定期積金	27,892,881	2,684	0.0096	27,900,408	1,757	0.0062
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	893	13	1.4658
総資金利ざや	—	—	0.6376	—	—	0.5995

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	▲ 8,976	▲ 10,881
うち預金	▲ 8,130	▲ 8,562
うち有価証券	—	—
うち貸出金	7	▲ 2,295
支 払 利 息	▲ 1,509	▲ 913
うち貯金・定期積金	▲ 1,427	▲ 926
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	13
差 引	▲ 7,467	▲ 9,968

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	12,873,533 (46.1)	13,664,114 (48.9)	790,581
定期性貯金	15,005,790 (53.7)	14,227,000 (50.9)	▲ 778,790
その他の貯金	13,557 (0.0)	9,292 (0.0)	▲ 4,265
計	27,892,881 (100)	27,900,408 (100)	7,527
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	27,892,881 (100)	27,900,408 (100)	7,527

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
定期貯金	14,615,464 (100)	13,760,505 (100)	▲ 854,959
うち固定金利定期	14,596,079 (99.8)	13,732,110 (99.7)	▲ 863,969
うち変動金利定期	19,385 (0.1)	28,395 (0.2)	9,010

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
手形貸付	—	—	—
証書貸付	495,119	459,277	▲ 35,842
当座貸越	63,719	59,703	▲ 4,016
割引手形	—	—	—
合 計	558,838	518,981	▲ 39,857

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	469,704 (87.7)	444,816 (87.8)	▲ 24,888
変動金利貸出	1,206 (0.2)	506 (0.1)	▲ 699
そ の 他	64,450 (12.0)	60,967 (12.0)	▲ 3,483
合 計	535,361 (100)	506,290 (100)	▲ 29,070

(注) () 内は構成比です。

「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区別がないもの。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	28,205	32,712	4,507
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	38,857	31,456	▲ 7,401
小 計	67,062	64,168	▲ 2,894
農業信用基金協会保証	415,112	390,283	▲ 24,829
その他保証	1,416	3,113	1,697
小 計	416,528	393,397	▲ 23,131
信 用	51,770	48,725	▲ 3,045
合 計	535,361	506,290	▲ 29,070

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
設備資金	366,012 (68.3)	340,573 (67.2)	▲ 25,439
運転資金	169,349 (31.6)	165,717 (32.7)	▲ 3,632
合 計	535,361 (100)	506,290 (100)	▲ 29,070

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	75,016 (14.0)	72,145 (14.2)	▲ 2,870
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	12,411 (2.3)	13,553 (2.6)	1,142
製造業	36,396 (6.7)	33,248 (6.5)	▲ 3,148
鉱業	1,255 (0.2)	17 (0.0)	▲ 1,237
建設・不動産業	43,038 (8.0)	45,723 (9.0)	2,685
電気・ガス・熱供給水道業	42,578 (7.9)	40,952 (8.0)	▲ 1,625
運輸・通信業	7,972 (1.4)	6,811 (1.3)	▲ 1,160
金融・保険業	21,873 (4.0)	20,904 (4.1)	▲ 969
卸売・小売・サービス業・飲食業	190,120 (35.5)	170,652 (33.7)	▲ 19,468
地方公共団体	— (—)	— (—)	—
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他	104,698 (19.5)	102,280 (20.2)	▲ 2,417
合 計	535,361 (100)	506,290 (100)	▲ 29,070

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	45,914	42,170	▲ 3,744
穀作	—	—	—
野菜・園芸	4,029	2,498	▲ 1,531
果樹・樹園農業	15,908	13,191	▲ 2,716
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	25,976	26,480	503
農業関連団体等	—	—	—
合 計	45,914	42,170	▲ 3,744

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	34,283	36,417	2,133
農業制度資金	11,631	5,753	▲ 5,877
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	11,631	5,753	▲ 5,877
合 計	45,914	42,170	▲ 3,744

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和２年度	5,651	413	41	5,197	5,651
	令和３年度	4,890	413	—	4,477	4,890
危険債権	令和２年度	4,708	—	4,708	—	4,708
	令和３年度	6,434	1,206	397	4,830	6,434
要管理債権	令和２年度	—	—	—	—	—
	令和３年度	—	—	—	—	—
三月以上 延滞債権	令和２年度	—	—	—	—	—
	令和３年度	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	令和２年度	—	—	—	—	—
	令和３年度	—	—	—	—	—
小 計	令和２年度	10,360	413	4,750	5,197	10,360
	令和３年度	11,325	1,620	397	9,307	11,325
正常債権	令和２年度	525,859				
	令和３年度	495,683				
合 計	令和２年度	536,220				
	令和３年度	507,009				

(注) １．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権

４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６．正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【参考】自己査定の債務者区分・農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権区分の関連図

< 自己査定債務者区分 >		< 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権区分 >		
対象債権	信用事業総与信	信用事業 以外の 与信	信用事業総与信	信用事業 以外の 与信
	貸出金	その他の 債権	貸出金	その他の 債権
	破綻先		破産更生債権及び これらに準ずる債権	
	実質破綻先		危険債権	
	破綻懸念先		要管理債権 三月以上 延滞債権 貸出条件 緩和債権	
	要注意先	要管理先	正常債権	
		その他要注意先		
	正常先			

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 三月以上延滞債権

元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額

●三月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないもの

●正常債権

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度					令和 3 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	568	—	—	568	—	—	1,986	—	—	1,986
個別貸倒引当金	7,227	5,197	—	7,227	5,197	5,197	9,307	—	5,197	9,307
合 計	7,795	5,197	—	7,795	5,197	5,197	11,294	—	5,197	11,294

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和 2 年度		令和 3 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	5	34	4	32
	金 額	3,579,930	6,555,693	3,700,708	6,761,915
代金取立為替	件 数	0	—	—	—
	金 額	26,899	—	—	—
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	339,689	6,377	322,815	5,156
合 計	件 数	5	35	5	33
	金 額	3,946,520	6,562,070	4,023,523	6,767,071

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	460,276	12,755,000	480,157	12,667,505
	定期生命共済	—	16,000	—	16,000
	養老生命共済	126,000	12,243,241	95,980	10,632,387
	うちこども共済	56,000	2,369,600	39,000	2,227,600
	医療共済	10,000	334,550	24,000	345,550
	がん共済	—	8,000	—	8,000
	定期医療共済	—	35,000	—	32,500
	介護共済	22,000	161,007	90,499	234,507
	年金共済	—	15,000	—	15,000
建物系	建物更生共済	3,667,500	43,347,040	2,799,360	41,711,005
合 計		4,285,776	68,914,840	3,489,996	65,662,456

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	283	8,443	—	7,858
	—	—	15,000	16,990
がん共済	10	950	—	940
定期医療共済	—	260	—	255
合 計	293	9,653	—	9,053
	—	—	15,000	16,990

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を表示しています。
がん共済及び定期医療共済の金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	24,373	263,442	96,071	339,851
生活障害共済（一時金型）	8,000	8,000	—	8,000
生活障害共済（定期年金型）	2,000	4,000	—	4,000
特定重度疾病共済	73,000	73,000	5,000	75,000

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	41,732	188,607	2,824	180,353
年金開始後	—	93,232	—	91,754
合 計	41,732	281,839	2,824	272,108

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	3,735,960	3,573	3,631,660	3,233
自動車共済		81,049		78,741
傷害共済	5,318,000	11,506	6,018,000	11,062
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		76		50
自賠責共済		6,426		6,118
合 計		102,632		99,206

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

（単位：千円）

種 類	令和2年度		令和3年度	
	供給高・取扱高	粗収益 (手数料)	供給高・取扱高	粗収益 (手数料)
肥 料	117,689	16,700	109,378	16,545
農 薬	125,923	15,494	129,080	14,350
飼 料	—	—	—	—
農業機械	39,869	6,668	42,033	6,638
施設資材	—	—	—	—
自 動 車	5,803	377	12,125	819
燃 料	123,781	23,331	142,641	22,107
そ の 他	146,489	21,043	136,090	21,652
合 計	559,557	83,615	571,348	82,115

(2) 受託販売品取扱実績

（単位：千円）

種 類	令和2年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	2,869	78	2,181	66
麦・豆・雑穀	—	—	—	—
野 菜	40,139	1,214	39,683	1,351
果 実	1,196,127	94,772	1,152,809	91,810
花き・花木	—	—	—	—
畜 産 物	—	—	—	—
林 産 物	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,239,136	96,064	1,194,673	93,228

(3) 保管事業取扱実績

該当する取引はありません。

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
葬 祭 事 業	42,617	14,171	49,388	15,503
精 米	1,329	1,329	1,220	1,155
卸 売 市 場	5,813	▲ 685	4,436	▲ 150
そ の 他	—	—	—	—
合 計	49,759	14,814	55,045	16,507

(5) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
加 工 品 収 益	246,196	56,177	194,734	45,942
そ の 他	—	—	—	—
合 計	246,196	56,177	194,734	45,942

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	供給高・取扱高	粗収益 (手数料)	供給高・取扱高	粗収益 (手数料)
食 品	454,902	97,955	444,194	94,114
衣 料 品	—	—	—	—
耐久消費財	—	—	—	—
日用保健雑貨	40,920	6,991	41,917	6,921
家 庭 燃 料	22,012	15,153	27,115	14,288
自 動 車	—	—	—	—
そ の 他	40,381	8,496	39,759	7,354
合 計	558,217	128,597	552,986	122,679

(2) 介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和3年度
収 入	指導補助金	—	—
	賦課金収入	—	—
	実費収入	1,197	2,148
	計	1,197	2,148
支 出	指導支出	17,573	18,705
	計	17,573	18,705

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.20	0.14	▲ 0.06
資本経常利益率	4.16	2.84	▲ 1.32
総資産当期純利益率	0.14	▲ 0.03	▲ 0.17
資本当期純利益率	2.84	▲ 0.76	▲ 3.60

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率

(単位：%)

区 分		令和2年度	令和3年度	増 減
貯貸率	期 末	1.91	1.82	▲ 0.09
	期中平均	2.00	1.86	▲ 0.14

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,461,189	1,491,843
うち、出資金及び資本準備金の額	509,635	525,680
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	959,662	976,272
うち、外部流出予定額 (▲)	5,028	5,143
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 3,080	▲ 4,965
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,532	1,052
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,532	1,052
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,466,721	1,492,896
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	74	74
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	74	74
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目		当期末	前期末
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		74	74
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		1,466,647	1,492,821
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		10,703,537	10,761,731
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		334,011	361,183
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）		11,037,548	11,122,915
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（二））		13.28	13.42

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和2年度			令和3年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資 本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資 本額 b=a×4%
現金		106,788	—	—	105,569	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		26,466,887	5,293,377	211,735	26,168,899	5,233,780	209,351
法人等向け		—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け		22,526	9,530	381	24,306	8,022	320
抵当権付住宅ローン		3,888	52	2	3,215	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等		1,787	715	28	1,493	619	24
取立未済手形		—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付		415,608	40,943	1,637	389,137	38,490	1,539
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
出資等		194,390	193,390	7,735	192,390	192,390	7,695
（うち出資等のエクスポージャー）		194,390	193,390	7,735	192,390	192,390	7,695
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
上記以外		2,915,255	5,223,721	208,948	2,925,201	5,230,234	209,209
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		1,554,940	3,887,350	155,494	1,554,940	3,887,350	155,494
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関係調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関係調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—

	(うち上記以外のエクスポージャー)	1,360,315	1,336,371	53,454	1,370,261	1,342,884	53,715
証券化		—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)		—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		30,127,133	10,761,731	430,469	29,810,214	10,703,537	428,141
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額		30,127,133	10,761,731	430,469	29,810,214	10,703,537	428,141
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %		
	361,183	14,447		334,011	13,360		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %		
	11,122,915	444,916		11,063,603	442,544		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価

差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入としたものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8 \%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和２年度					令和３年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	30,127,133	553,268	—	—	1,787	29,810,214	526,845	—	—	1,493
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	30,127,133	553,268	—	—	1,787	29,810,214	526,845	—	—	1,493
業種別	法人										
	農業	1,261	1,261	—	—	—	1,973	633	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	1,554,940	—	—	—	—	1,554,940	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	26,651,832	—	—	—	—	26,169,479	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	116,358	—	—	—	—	296,039	—	—	—	—
	個人	555,611	552,006	—	—	1,787	530,601	526,211	—	—	1,493
	その他	1,247,128	—	—	—	—	1,257,180	—	—	—	—
業種別残高計		30,127,133	553,268	—	—	1,787	29,810,214	526,845	—	—	1,493
残存期間別	1年以下	26,503,721	36,833	—	—	—	26,193,221	24,322	—	—	—
	1年超3年以下	50,641	50,641	—	—	—	50,925	50,925	—	—	—
	3年超5年以下	35,583	35,583	—	—	—	37,755	37,755	—	—	—
	5年超7年以下	38,078	38,078	—	—	—	53,632	53,632	—	—	—
	7年超10年以下	38,481	38,481	—	—	—	18,182	18,182	—	—	—
	10年超	302,917	302,917	—	—	—	288,407	288,407	—	—	—
	期限の定めのないもの	3,157,709	50,732	—	—	—	3,168,089	53,619	—	—	—
	残存期間別残高計	30,127,133	553,268	—	—	—	29,810,214	526,845	—	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度					令和 3 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	614	1,052		614	1,052	1,052	5,532		1,052	5,532
個別貸倒引当金	7,439	8,762	—	7,439	8,762	8,762	13,697	218	8,544	13,697

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「適格保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

適格保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以

上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和２年度			令和３年度		
	適格金融 資産担保	適格 保証	クレジッ ト・デリ バティブ	適格金融 資産担保	適格 保証	クレジッ ト・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

-
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考

慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,748,330	1,748,330	1,747,330	1,747,330
合計	1,748,330	1,748,330	1,747,330	1,747,330

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	999

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する取引はありません。

-
- ⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）
該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理態勢のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会の関与により、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末日を基準日として、四半期ごとにＩＲＲＢＢを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士

協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

② 金利リスクに関する事項

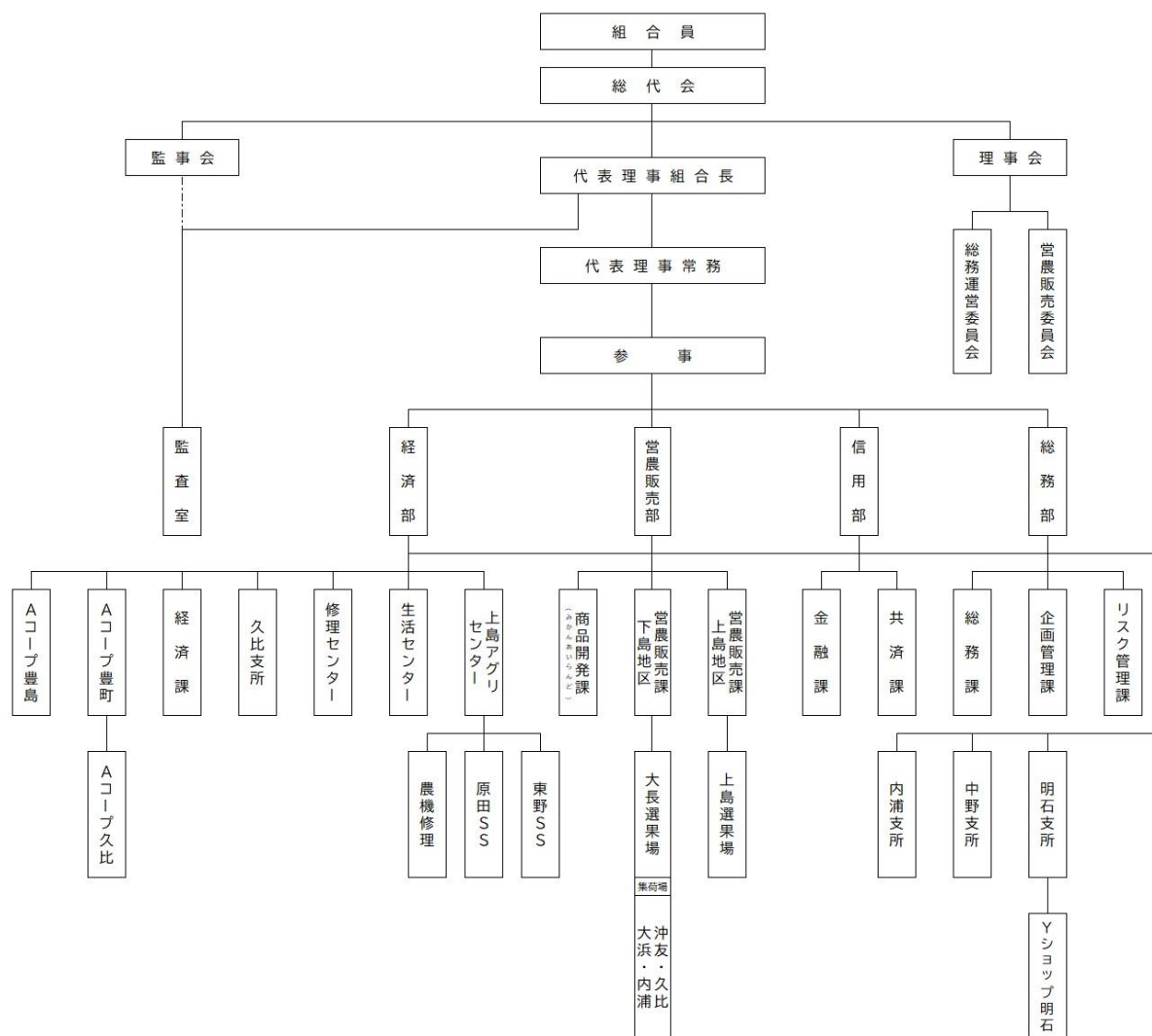
（単位：百万円）

I R R B B 1 : 金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	▲ 97	▲ 84	32	28
2	下方パラレルシフト	10	▲ 1	0	0
3	スティープ化	▲ 32	▲ 25		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10	▲ 1	32	28
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,466		1,492	

【JAの概要】

1. 機構図

(令和4年3月現在)



2. 役員構成（役員一覧）

（令和4年3月現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	金子 仁	理 事	岡本 亮二
代表理事常務	近藤 範之	〃	大成 孝夫
理 事	棕開地 省二	〃	山根 和貴
〃	石本 ますみ	〃	文田 秀也
〃	末岡 和之		
〃	大道 正孝	代表監事	井上 政弘
〃	藤田 登喜子	常勤監事	丸子 法博
〃	成定 清文	員外監事	佐藤 智則
〃	辰田 真司	監 事	大野 守一

3. 会計監査人の名称

アイル監査法人（令和4年3月現在）
所在地 広島県広島市

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
正組合員	2,007	1,931	▲ 76
個 人	2,002	1,926	▲ 76
法 人	5	5	—
准組合員	2,878	2,832	▲ 46
個 人	2,855	2,809	▲ 46
法 人	23	23	—
合 計	4,885	4,763	▲ 122

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
果樹研究同志会上島支部	80
J A 広島ゆたか女性部	89
石積みかん部会	13
かみじま施設野菜園芸組合	14
J A 広島ゆたか青色申告会	125
大崎上島柿部会	8
豊島シトラスファーマーズ	15
百姓一輝の会	27

当 J A の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

呉市豊町・呉市豊浜町・豊田郡大崎上島町

8. 沿革・あゆみ

平成元年4月、豊町農業協同組合・大崎下島農業協同組合・豊島農業協同組合の3 J A の合併により広島ゆたか農業協同組合設立。平成13年4月、広島ゆたか農業協同組合・大崎上島農業協同組合・木江町農業協同組合の3 J A の合併により広島ゆたか農業協同組合を設立、現在に至る。

9. 店舗等のご案内

(令和4年3月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	A T M設置
本所事務所	呉市豊町大長 5915-8	0823-66-2011	1 台
グリーンセンター	呉市豊町大長 5915-7	0823-67-2230	
A コープ豊町店	呉市豊町大長 5915-14	0823-67-2211	
大長選果場	呉市豊町大長 5915-27	0823-66-2013	
商品開発課(みかんあいランド)	呉市豊町大長 5915-3	0823-67-2055	
A コープ久比店	呉市豊町久比 328	0823-66-2352	
久比支所	呉市豊町久比 228	0823-66-3298	
内浦支所	呉市豊浜町豊島 7-2	0823-68-2002	
上島アグリセンター	豊田郡大崎上島町中野 4594-6	0846-64-2637	
上島選果場	豊田郡大崎上島町中野 4594-6	0846-64-2636	
中野支所	豊田郡大崎上島町中野 4079-4	0846-64-3565	1 台
J A C K ・ 花かご館	豊田郡大崎上島町中野 4079-4	0846-64-3980	
原田 S S	豊田郡大崎上島町原田 531-4	0846-64-3570	
東野 S S	豊田郡大崎上島町東野 2431-1	0846-65-3545	
明石支所	豊田郡大崎上島町明石 2402-1	0846-63-0021	1 台

＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係＞

開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	68
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	69
○会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	69
○事務所の名称及び所在地	71
○特定信用事業代理業者に関する事項	70
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	12～18
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	3
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	38
・経常利益又は経常損失	38
・出資金及び出資口数	38
・純資産額	38
・総資産額	38
・貯金等残高	38
・貸出金残高	38
・有価証券残高	38
・単体自己資本比率	38
・剰余金の配当の金額	38
・職員数	38
○直近の2事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	39
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	40
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	40
・受取利息及び支払利息の増減	40
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	54
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	54
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	41
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	41
◇貸出金等に関する指標	

・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	41
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	42
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	42
・使途別(設備資金及び運転資金の区別をいう。)の貸出金残高	43
・主要な農業関係の貸出実績	44～45
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	43
・貯貸率の期末値及び期中平均値	54
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	49
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号においても同じ。)の残存期間別の残高	49
・有価証券の種類別の平均残高	49
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の態勢	7
○法令遵守の態勢	9
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	19～25、34
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	46
・危険債権に該当する貸出金	46
・要管理債権に該当する貸出金	46
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち農協法に基づく開示債権の額ならびにその合計額	48
○自己資本の充実の状況	55～59
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	49
・金銭の信託	49
・デリバティブ取引	49
・金融等デリバティブ取引	49
・有価証券店頭デリバティブ取引	49
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
○貸出金償却の額	48
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	37

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

●単体における事業年度の開示事項	ページ
○自己資本の構成に関する開示事項	55～56
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	11
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	11
・信用リスクに関する事項	7～9、61
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	62～63
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	64
・証券化エクスポージャーに関する事項	64
・オペレーショナル・リスクに関する事項	8
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	64～65
・金利リスクに関する事項	66～67
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	57～59
・信用リスクに関する事項	60～62
・信用リスク削減手法に関する事項	62～64
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	64
・証券化エクスポージャーに関する事項	64
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	64～66
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	66
・金利リスクに関する事項	66～67

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新B I S規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用語	内容
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
重要性テスト	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して 20%を超える経済価値の低下が生じる場合、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。
I R R B B	銀行勘定の金利リスクのことで、金利水準の不利な変動が銀行勘定に与える影響から生じる、銀行の資本および損益に対する既存ないし将来的なリスクを指します。
△E V E	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

用語	内容
△N I I	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変更幅（パラレルシフトに関する金利変動幅『ベース・ポイント』）を加える金利ショックをいいます。
下方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変更幅（パラレルシフトに関する金利変動幅『ベース・ポイント』）にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
スティープ化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変更幅（スティープ化に関する金利変動幅）を加える金利ショックをいいます。
フラット化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変更幅（フラット化に関する金利変動幅）を加える金利ショックをいいます。
短期金利上昇	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変更幅（短期金利上昇に関する金利変動幅）を加える金利ショックをいいます。
短期金利低下	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変更幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。